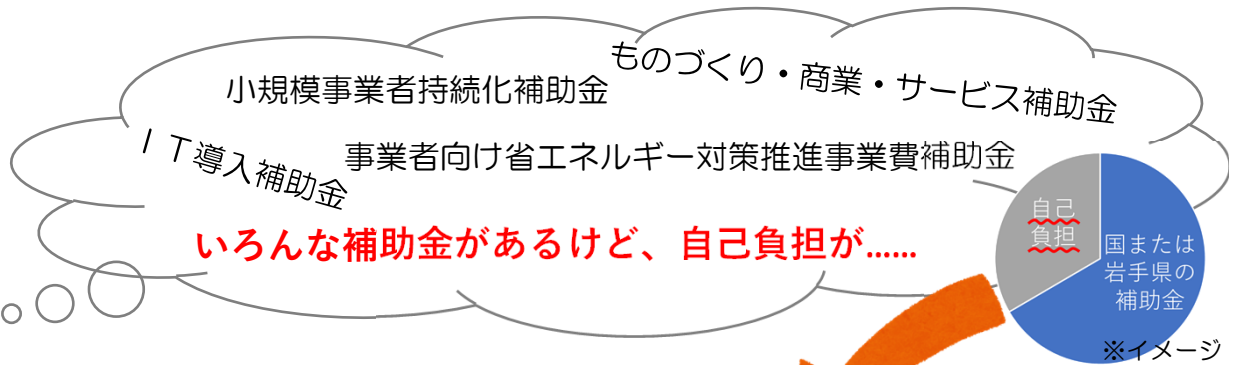
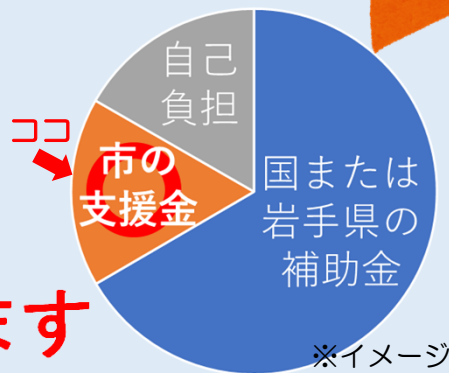


「経営改善支援金」のご案内



国または岩手県の補助金を活用する事業者さん

自己負担の半額を支援します



上限額

国/県補助金
(交付決定額÷補助率-交付決定額)
×1/2 で算出される額

どちらか低い方の額

50万円

● 支給対象事業者

次の①～④の全てに該当する事業者

- ① 市内に事業所を有すること。
- ② 第二次産業または第三次産業を営んでいること。
- ③ 令和4年4月1日以降に、国または岩手県が実施する補助金（以下「国/県補助金」という。）の交付決定を受けていること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症または原油価格・物価高騰の影響により、次のA～Dのいずれかに該当すること。
 - A. 新型コロナウイルス感染症関連の国、県または市の給付金または支援金を受給したことがある。
 - B. 令和4年4月以降について、いずれか一月の売上が過去3年間のいずれかの同月と比較して10%以上減少している。
 - C. 令和4年1月以降の任意の6か月以内の期間で、光熱費・燃料費が前年同期と比較して10万円以上上昇している。
 - D. 国/県補助金の事業内容が、省力化、省エネルギー化、再生可能エネルギー化などの原油価格・物価高騰対策である。

● 申請期限

令和5年3月10日(金)

ホームページは
こちらから➡



申請・問合せ先：市商工観光課 商工業支援係 ☎0193-27-8421